



上告示第24号

公 告

村民とサイクリスト等が集う村の小さな拠点集約事業委託業務について、公募型プロポーザル方式により提案書を次のとおり募集するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び上北山村契約規則（平成24年規則第13号）第2条の規定に準じて公告します。

平成29年 6月 20日

上北山村長 山 室 潔

1 委託名、委託内容及び履行期限

- (1) 委託名 村民とサイクリスト等が集う村の小さな拠点集約事業委託業務
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成30年3月9日

2 提案書の提出者の資格

- (1) 企画提案に応募できる者は、以下の第1号から第5号のいずれにも該当する者で、平成29年7月7日までにプロポーザル参加意向申出書を村へ提出し、提案資格が認められた者
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - ② 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
 - ④ 奈良県暴力団排除条例（平成23年奈良県条例第35号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
 - ⑤ 本手続きへの参加の希望を表明する書類の提出の時点において、国税の滞納がないこと。
- (2) プロポーザル参加意向申出書提出の際の提出書類
【上北山村の入札参加資格を有している場合（指名願いを提出している場合）は下記①と④のみ提出すること。】
 - ① プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

- ② 会社概要書（任意様式）
- ③ 履歴事項全部証明書（法務局）〔会社登記されている場合〕（写しで可。ただし、提出日3ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- ④ 専門技術者の資格証の写し（任意様式）：建築士法（昭和25年法律第202号）で規定する一級建築士の資格を有する者の資格証等の写し
- ⑤ 納税証明書
法人税・消費税及び地方消費税（税務署）
（滞納がない旨の証明書または納税証明書。写しで可。ただし、提出日3ヵ月以内に発行されたものに限る。）

3 スケジュール

プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）提出	平成29年7月 7日（金）まで
質問受付	平成29年7月 7日（金）まで
技術（企画）提案書提出意思確認書（様式第4号）提出	平成29年7月19日（水）まで
技術（企画）提案書（様式第5号）の受付	平成29年7月19日（水）まで
プロポーザル審査会	平成29年7月 下旬（詳細は別途通知）
審査結果通知	平成29年7月 下旬
契約締結	平成29年7月 下旬

4 提案書を特定するための評価基準等

(1) 評価基準（案）

- ① 業務内容の理解度
- ② 提案内容の優良性
- ③ 提案内容の独創性
- ④ 業務遂行の安定性
- ⑤ 必要経費
- ⑥ 総合評価

※ 上記、評価基準や配点の設定については、後日行われる「上北山村プロポーザル審査会」で決定する。

(2) 審査機関

「上北山村プロポーザル方式業者選定実施要綱」によるプロポーザル審査会委員が採点を行い、当該業務にふさわしい提案者を特定し、委託業者を決定する。

5 審査に関する事項

(1) 提案書による審査

企画提案書を用いた応募者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションによる審査

・開催日：平成29年7月下旬（詳細は別途通知）

・開催場所：上北山村役場内（奈良県吉野郡上北山村河合330番地）

(3) 使用機器

事前相談のうえ、各自で用意すること。

(4) その他

・説明にあたり、企画提案書などに記載のない新たな提案や説明は認めない。

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とし、受付期間終了後、応募者に通知する。

・企画提案事業者が1社であってもプロポーザル審査会は実施する。

6 審査結果

・プロポーザル審査会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。

・特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本村の受託者とする。

・選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。

・審査内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けられないものとする。

7 担当課

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村河合330番地

上北山村役場 地域振興課

電話番号 07468-2-0001

FAX 07468-3-0265

Email: sosei@vill.kamikitayama.lg.jp

8 プロポーザル関係書類提出要請書の交付について

プロポーザル関係書類提出要請書の交付については、第2の「提案書の提出者の資格」が認められた場合に送付する「参加資格確認結果通知書」に同封して交付します。

したがって、この要請書に基づき、提案書を提出して頂くこととなります。

9 企画提案書及び提出意志確認書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出意志確認書の提出期限 平成29年7月19日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 提案書の提出期限 平成29年7月19日(水)午後5時まで(必着)
- (3) 提出場所 第7「担当課」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、いかなる理由があっても期限までに到着することを条件とする。)
- (5) その他 提出期限までに提出がなされない場合は応募する意思がないものとみなす。

10 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語: 日本語
- (2) 通貨: 日本通貨

11 契約書作成の要否

委託業者の決定後、契約を行う。

12 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 受付窓口 第7「担当課」に同じ
- (2) 質問受付時間及び方法
平成29年6月21日から平成29年7月7日までの間(ただし、土日祝祭日を除く)の午前8時30分から午後5時15分
書面持参、ファクシミリ、又は電子メールによる(様式は任意)
- (3) 回答日時及び方法
回答は、その都度ファクシミリ、又は電子メールにて行う。
- (4) 受け付けない項目
 - ① 積算内容
 - ② 他の提案者についての情報

13 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類提出後の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出書類の返却はいたしません。